

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、羽幌町役場福祉課 国保医療年金係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

◆減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、申請してください。

■ 減額認定証の交付対象・・・次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

◆医療費通知を全受給者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※ 確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※ この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

☎ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
福祉課 国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)